

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

3月11日(水) 衆・法務委 山尾 志桜里 議員(立国社)

想定17問 再任用制度は検察官に適用されるのか、法務大臣に問う。

〔結論：再任用規定は適用できない〕

再任用制度(注1)に関する国家公務員法第81条の4及び第81条の5についても、勤務延長制度(注2)と同様に、同法第81条の2により退職した者を対象としていることから、検察官にも観念的には適用があると考えられる。

もっとも、

○ このうち、短時間再任用については、検察官は、犯罪の捜査や公訴の提起、刑事裁判への立会といった事務(検察事務)を自己の責任において行うこととされ、その職務内容が、週の一部や一日のうち限られた時間のみ勤務することといった短時間再任用になじまないこと

○ また、フルタイムの再任用についても、これまで、一般の国家公務員のような再任用職員のための俸給表が定められていないなど、法令上必要な手当てがなされていないこと

から、現状では適用できない状態にある。」

(注1) 再任用制度（国家公務員法第81条の4, 第81条の5）：一般職の国家公務員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、雇用と年金との連携を図るとともに、高齢期の職員が長年培った能力・経験を有効に発揮することができるよう、定年退職者を改めて採用できることとする制度。

(注2) 勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）：定年退職予定者の職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情からみて、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときに、定年による退職の特例として、当該職員を、定年退職日以降も、引き続き勤務させる制度。

(参考資料)

- 勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について

(参照条文)

- 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）  
(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官

職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

- 2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

- 2 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 3 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

3月11日(水) 衆・法務委 山尾 志桜里 議員(立国社)

想定18問 協議時の法務省と人事院作成ペーパーを見ると、人事院が一部法務省見解と異なる見解を述べているようであり、やはり、勤務延長制度に係る国家公務員法第81条の3は検察官には適用されないのでないか、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

御指摘の点は、勤務延長制度についてではなく、あくまでも再任用制度に関するものである。

また、人事院の指摘は、条文の規定振りとしては再任用制度に係る国家公務員法第81条の4及び第81条の5の規定も検察官に適用し得ることを前提とした上で、短時間再任用だけではなく、フルタイムの再任用についても、検察官にはその趣旨がなじまないのでないかと指摘しているものであると理解している。

したがって、御指摘の人事院の指摘が、検察官に勤務延長制度に係る国家公務員法第81条の3が適用されることと矛盾するものではない。」

(参考資料1)

- 勤務延長制度(国公法第81条の3)の検察官への適用について

(参考資料2)

- 勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について

(参照条文)

- 国家公務員法

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者の中勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

- 2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。）

第三項において同じ。) に採用することができる。

- 2 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 3 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

【責任者：刑事局総務課 佐藤課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

# Set版

(対大臣・副大臣・政務官) 刑事局 作成  
3月11日(水) 衆・法務委 山尾志桜里 議員(立国社)

想定15問 虚偽公文書作成罪の構成要件について、法務大臣に問う。

## 〔結論〕

飽くまで一般論として申し上げれば、刑法における虚偽公文書作成罪は、公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等を作成した場合に成立するものと承知。」

(参照条文) 刑法(明治40年法律第45号)

(虚偽公文書作成等)

第156条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

【責任者：刑事局 大原課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】